

《 IX 財務 》

【財務運営について】

(1) 学校法人もしくは短期大学において「中・長期の財務計画」を策定している場合は、計画の名称、策定した経緯等を簡潔に記述して下さい。なお中・長期の財務計画は訪問調査の際に参考資料として拝見いたしますのでご準備下さい。

財政計画については、平成 17 年に設置した名古屋経済大学運営戦略会議において、平成 24 年度までを計画期間とした財政収支計画を策定した。

これは当時大学及び大学院を含めた学生収容定数が約 4,000 人であったのに対し、充足率が充たされていなかったため、これを改善し収支の均衡を図ることを目標としたものであった。また同時に運営戦略会議の中では 39 項目からなる改革実行プログラムを策定し、このプログラムの進捗にあわせ収支目標を達成することとした。その後改革実行プログラムについては短期的事業を中心に一定の進捗を見たが、学生数の増加には結びつかず、したがって財政収支の改善も進まなかった。

平成 20 年度に入り大学運営の実態とこの計画との乖離が顕著となり計画期間内での修正が困難と見込まれたため、20 年度において収支計画内容を見直すとともに、計画期間を 27 年度まで延長し、より実現性の高い内容とした。

(2) 学校法人及び短期大学の毎年度の事業計画及び予算決定に至る過程、手続を簡潔に記述して下さい。

法人及び短期大学部における毎年度の事業計画は、通常はその前年度において、法人については学園連絡協議会や理事会・評議会を通じ、また短期大学部においては理事長・学長と副学長、学科長との協議や教授会の協議を通じまとめられていく。事業計画は大部分が予算の裏付けを必要とするものであるため、毎年 12 月初旬の予算提出期限に向けて具体的な事業内容及び事業費の調整が進められる。そして予算要求書としてまとめられ理事長宛に提出されることとなる。

予算要求書を作成し要求を行う部門の単位は、教学関係では短期大学部各学科とし、事務局では各部を原則としている。

提出された予算要求書は、短期大学部においては事務局長、同次長、総務部長、経理課長が聴取りを行いながら調整をし、大学・大学院と併せた予算案として 2 月末に学園本部財務部に送付する。財務部は送付されてきた予算案について検討を加え、適正であれば他の附属中学校・高等学校や法人各部の予算案とともに法人全体の予算案として取りまとめる。そしてこの予算案と事業計画案を学園連絡協議会に諮り適正と認められれば、3 月下旬の理事会及び評議員会に諮り議決を受けて決定することになる。

(3) 決定した予算の短期大学各部門への伝達方法、予算執行に係る経理、出納の業務の流れを必要な承認手続きを含めて簡潔に記述して下さい。なお経理規程等の財務諸規程について、整備している規程名を列記して下さい。財務諸規程は訪問調査の際に参考資料として拝見いたしますのでご準備下さい。

理事会で決定した予算は直ちに大学・短期大学部事務局へ通知され、経理課長は予算要求各部門に対し、議決された項目別予算額とその内訳並びに部門の予算総額を示達する。

予算の執行は原則として部門単位で、部門に配分された予算額の範囲内で行うこととなる。

執行に際しては先ず各部門で発注伝票を記載し決裁を仰ぐ。平成 20 年度より事務部門については発注伝票の記載は原則としてパソコン内で行い、予算差し引きも同時に行うこととした。決裁後は発注担当部門（原則として原課であるが、大規模備消耗品の場合は総務企画課）が発注を行う。

発注品が納入もしくは竣工したらそれぞれ納入・竣工検査を行い、瑕疵がなければ請求書に基づく支払伝票を作成し決裁に付す。決裁が済めば伝票は経理課へまわされ、支払い手続きを行って完了する。なお支払いの経理処理は本部財務部とのオンラインシステムにより同時処理される。

財務諸規定は以下のとおり。

- ◆「市邨学園経理規程」
- ◆「市邨学園経理規程細則」

(4) 過去 3 ヶ年(平成 17 年度～19 年度)の公認会計士監査状況の概要を開催日順に記述して下さい。公認会計士の監査と監事がどのように連携しているか、また公認会計士から指摘を受けた事項があれば、その対応について記述して下さい。

会計監査は監査法人による外部監査と監事による内部監査とを行っている。

外部監査は監査法人による法定監査を受けており、定期的に実地調査も受けている。過去 3 カ年（平成 17-19 年度）の監査状況は下表のとおりである。

平成 17-19 年度 監査法人トーマツの監査日程一覧

年	月	日	概要	備考
17	4	21-22	実査、出納関係監査	
17	5	16-19	残高監査	
17	5	20	残高監査、計算書類監査	
17	5	23-25	計算書類	
17	7	21	監査法人報告会（監査覚書）	
17	9	29	期中取引監査	
17	10	5-6	財務サイクルの検討、期中取引監査	
17	11	28-29	内部統制、期中取引監査	
17	12	8	内部統制、期中取引監査	
18	3	7-9	固定資産実査、期中取引監査	
18	4	17-18	実査、出納関係監査	
18	5	15-18	残高監査	
18	5	19	残高監査、計算書類、監事へ報告会	
18	5	22-25	計算書類監査	
18	6	5-9	財産目録監査	
18	9	11-12	期中取引監査	
18	10	12-13	期中取引監査（高蔵校移転—財産目録）	

18	10	19	監査法人報告会（監査覚書）	
18	11	27-29	期中取引監査（高蔵校移転—財産目録）	
19	3	7-9	期中取引監査（高蔵校移転—財産目録）	
19	3	30	残高確認監査	
19	4	16-17	実査、出納関係監査	
19	5	14-18	残高監査、計算書類、監事へ報告会	
19	5	20-22	計算書類監査	
19	7	17	監査法人報告会（監査覚書）	
19	10	9-11	期中取引監査	
19	11	26-27	仕訳通査、期中取引監査	
20	1	11	固定資産関係監査、期中取引監査	
20	2	1	図書棚卸関係監査、期中取引監査	
20	3	3-5	期中取引監査	
20	3	26	残高確認監査	

内部監査は学内で選任された監事2名により行われるが、決算期には監査法人とそれぞれ独自の立場で計算書類等について意見交換を行い、それぞれの監査報告書が作成されている。

なお決算監査終了後、監事及び監査法人の学校法人関係者に対する説明報告会を開催している。特に指摘のあった事項については関係部局に通知を行い、対応措置をとるようにしている。

(5) 財務情報の公開は今までどのように行ってきたか、また私立学校法第47条第2項に基づき、財務情報の公開をどのように実施しているか。それぞれの概要を記述して下さい。

財務情報の公開については、広報誌「名経大通信」に決算概要のページを設け、財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び決算概要を掲載し、教職員、学生・保護者、高等学校等に配布している。また、「名経大通信」の最新号、バックナンバーを本学ウェブサイトに掲載し、学外の多くの人にも閲覧可能にしている。この外公表の範囲、対象者の理解度、公表媒体の持つ限界等から、きめ細かい広報に努めることとし、特に詳細な説明を必要とする教職員、学生等向けには、別途「学内報」を発行し積極的な公開に努めている。

また教職員に対して監査説明会の終了後、短期大学部においては短大教授会、事務職員については部長会を通じ説明会を実施し周知を図っている。

なお、法人本部の財務部および大学・短大事務局総務部に上記の財務情報公開に必要な書類についてはこれを常備し、閲覧の要請にいつでも対応できるようになっている。

(6) 寄附行為に基づき、どのような基本方針で資金等の保有と運用を考えているか簡潔に記述して下さい。なお資金等の保有と運用に関する規程等が整備されていれば、訪問調査の際に参考資料として拝見いたしますのでご準備下さい。

資金の運用は事業費等の支払準備資金として、流動性、収益性を確保し長期的、短期的に安定した収益性の高いものによる増大を図ることとしている。

運用に際しては預貯金、債権その他について市況環境等の変化を常に把握し分析して、元本回収の確実性に意を注いでいる。

(7) 寄附金・学校債の募集を行っていただければその概要を記述して下さい。なお寄附金・学校債の募集についての印刷物等を訪問調査の際に参考資料としてご準備下さい。

寄付金の募集については、平成 18 年に本学園が創立 100 周年を迎えたことにより平成 19 年 3 月迄を期限として行った。学校債の募集は行っていない。

【財務体質の健全性と教育研究経費について】

(1) 過去 3 ヶ年(平成 17 年度～19 年度)の資金収支計算書・消費収支計算書の概要を、別紙様式 1 にしたがって作成し、添付して下さい。

別紙

(2) 平成 20 年 3 月 31 日現在の貸借対照表の概要を、別紙様式 2 にしたがって作成し、添付して下さい。

別紙

(3) 財産目録及び計算書類(資金収支計算書、資金収支内訳表・人件費支出内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表・貸借対照表・固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表)について、過去 3 ヶ年(平成 17 年度～19 年度)分を訪問調査の際に参考資料としてご準備下さい。

(4) 過去 3 ヶ年(平成 17 年度～19 年度)の短期大学における教育研究経費比率(消費収支計算書の教育研究経費を帰属収入で除した比率)を、小数点以下 2 位を四捨五入し 1 位まで求め記述して下さい。

教育研究経費比率は以下のとおりである。

特に平成 19 年度が低率になっているのは、教育研究費の中の減価償却費が 18 年度に比し約 4,200 万円減少したことと、逆に帰属収入における国庫補助金が約 6,700 万円、私立退職金財団交付金収入が約 6,850 万円増加したことによるものである。

これらの各項目の金額が仮に前年度と同額であったと仮定すると教育研究経費比率は前年度とほぼ同率となる。

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教育研究経費	318,507	277,813	239,762
帰属収入	724,253	548,978	688,787
教育研究経費比率	44.00%	50.60%	34.80%

【腕設設備の管理について】

(1) 固定資産管理規程、図書管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等、施設設備等の管理に関する諸規程を、財務諸規程を含めて一覧表として示して下さい。なお整備した諸規程を訪問調査の際に参考資料としてご準備下さい。

- ◆市邨学園経理規程 参照
- ◆市邨学園経理規程施行細則 参照
- ◆名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部施設・設備及び備品管理規程 参照
- ◆名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部図書館規程 参照
- ◆固定資産台帳の取扱いについて 参照

(2) 火災等の災害対策等、以下の危機管理対策について現状を簡潔に記述して下さい。

1. 災害対策及び学生、教職員の避難訓練対策

災害対策については、本学では明確な危機管理体制の整備が遅れていたが、平成 18 年度より危機管理に関する業務を総務部に位置づけ、全学的な危機管理体制を構築しつつある。

「地震対策マニュアル」については平成 17 年度に作成し、学生、教職員に配布し、新入学生にも毎年配布している。

避難訓練については平成 18 年度に本学において初めて、犬山市消防本部の指導の下、地震、火災を想定した避難訓練を全学一斉におこなった。また翌年には直下型地震の発生を想定した「尾張東部 5 市合同訓練」が本学を会場に実施され、併せて本学の自衛消防隊の編成とその訓練を行った。

2. 防犯対策

防犯対策については、学内警備を警備会社に委託し、学内への不審者の侵入監視や駐車場の管理等を行っている。

3. コンピュータのセキュリティ対策

現在では平成 15 年に制定した「ネットワークシステム利用内規」にもとづくウイルス対策や学内 LAN サーバーへのファイアウォール対策、無線 LAN における常時フィルタリングシステムの設定等必要に応じた対策をおこなっている。

4. 省エネ及び地球環境保全対策

これについては経費節減の一環として、電気、水道、ガス等光熱水費関係の適正使用に努めている。特に空調温度については適温管理の徹底に努め、また日々使用しているコピーやファックス等についても、不要の物の使用の生じないよう学内全体に周知を図っている。

こうした対応についてはあくまで経費の節減を前提とするものであり、地球環境保全対策としての裏づけ、客観性にもとづく計画性のあるものではないため、今後においてはその進め方について検討を加えていきたい。

【特記事項について】

(1)この《IX 財務》の領域で示した評価項目や評価の観点の他に、財務管理について努力していることがあれば記述して下さい。

とくになし。

(2)特別の事由や事情があり、評価項目や評価の観点が求めることが実現(達成)できないときはその事由や事情を記述して下さい。

とくになし。